

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の職業訓練のあり方に関する検討  
委員会 報告書(平成19年12月)



「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の  
職業訓練のあり方に関する検討委員会

報 告 書

平成19年12月

## 目 次

はじめに	P 1
1 現状	P 2
2 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」についての基本的考え方	P 7
3 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に係るヒアリング及び調査を踏まえた検討	P 8
4 積極的に受入れを促進すべき「職業訓練上特別な支援を要する障害者」について	P 18
5 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の受入れに係る対応方針	P 23
参考資料一覧	P 25

はじめに

障害の有無に関わらず、誰もが意欲と能力を最大限に発揮して就労できるような環境整備を進めることは、活力あるユニバーサル社会を実現するために非常に重要な課題です。

こうした中、就職を希望する障害がある人は増加を続けており、企業の障害者雇用に対する気運も高まる傾向にあります。しかし、企業の人材ニーズと求職障害者とのミスマッチが生じているとの指摘もなされており、障害がある人の職業能力開発はますます重要となっています。

現在、障害がある人に対する職業能力開発は、障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）における職業訓練、一般の職業能力開発校における知的障害者等を対象とした職業訓練、民間企業等多様な職業能力開発資源を活用した委託訓練の3つを柱として実施されていますが、なかでも、障害がある人を対象とした職業訓練を専門に行う障害者校には、これまで以上に専門的かつきめ細かい支援を実施するなど、地域の職業能力開発を担う中核機関としての役割が求められています。

こうした観点から、本検討委員会においては、今後、障害がある人に対する職業訓練機会を拡充する中で、障害者校が特に重点的に取り組むべき対象者について、関係者の意識共有を図り、その積極的な受入れと円滑な職業訓練支援を推進するための対応方針等について検討を行いました。

この報告書をもとに、障害がある人に対する職業能力開発施策がより充実し、就労促進につながることを期待するものです。

平成19年12月

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の職業訓練のあり方に関する検討委員会

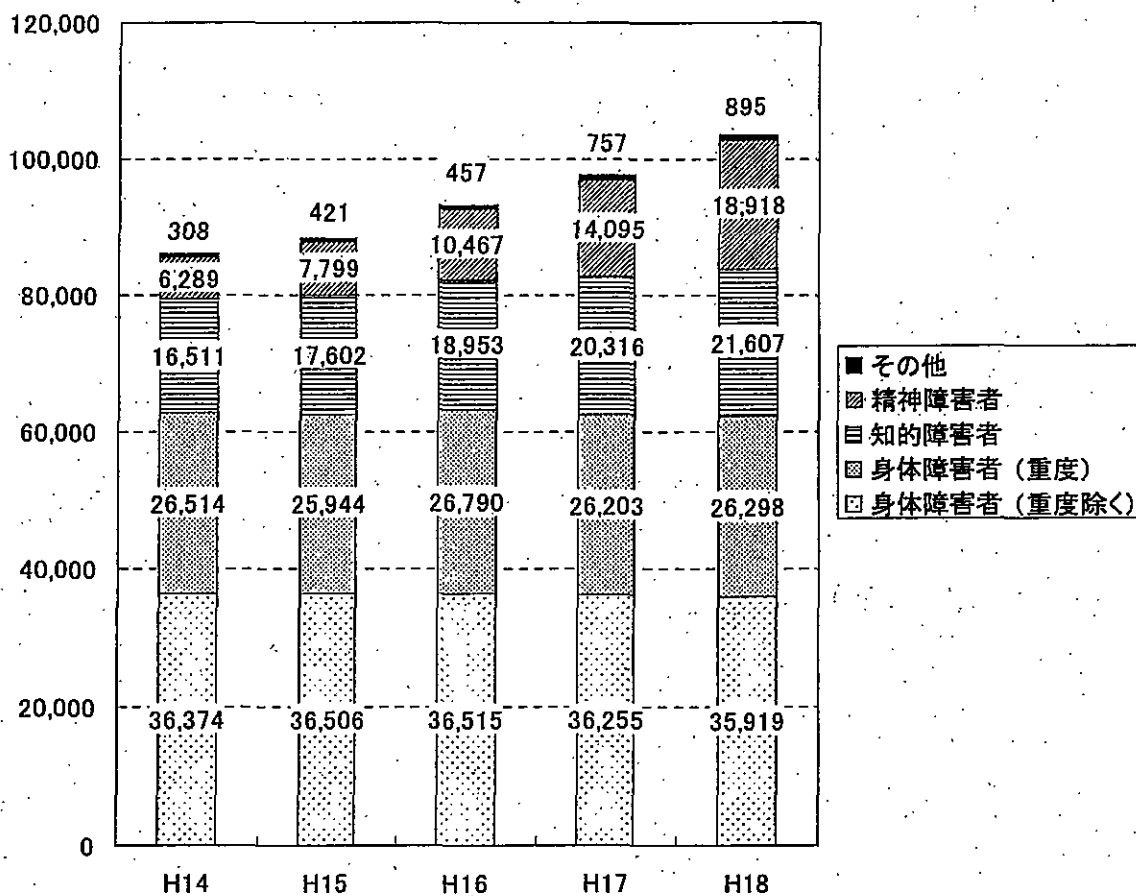
座長 佐藤宏

# 1 現状

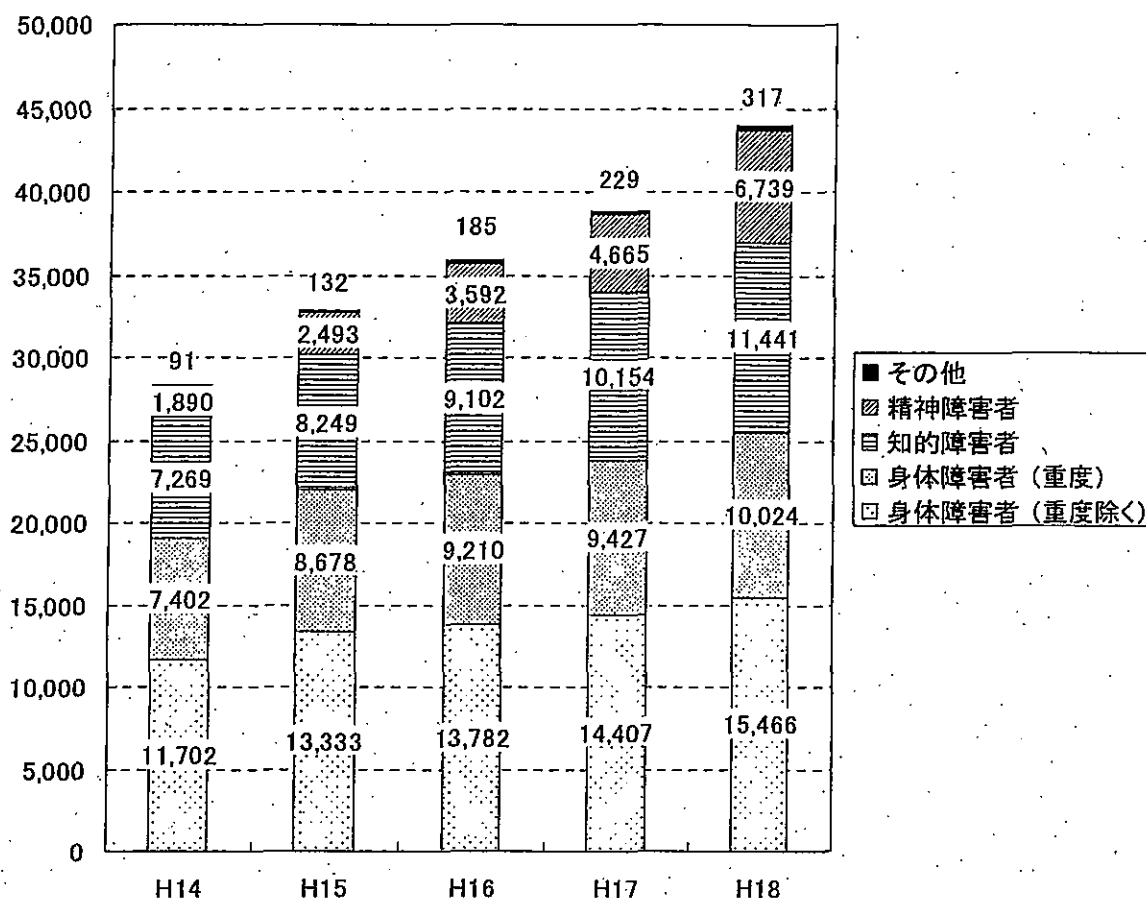
## (1) 障害の重度化、多様化の状況

近年の医学や科学技術等の進歩、雇用・就業形態の多様化等を背景に、障害者の職業的自立の可能性は広がりつつある。一方、働くことを希望する障害者や就職した障害者の障害種別・程度の推移をみると、身体障害者の中でも重度身体障害者（身体障害者障害程度等級1～2級の人。以下「重度身体障害者」という。）の割合が概ね40%の水準で推移しており、また、知的障害者、精神障害者や発達障害者・高次脳機能障害者等の身体・知的・精神以外の障害がある人が増加傾向にあるなど、今後、福祉から一般就労への移行を図る障害者の増加が見込まれる中で、障害の重度化、多様化に対応したきめ細かい職業訓練の必要性は、ますます高まるものと考えられる。（図表－1、図表－2）

（図表－1：新規求職申込件数の推移）



(図表一 2 : 就職件数の推移)



こうした中、公共職業訓練においては、19校の障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）における職業訓練に加え、平成16年度から始まった、一般の職業能力開発校（以下「一般校」という。）における知的障害者等を対象とした訓練（平成19年度現在、25都道府県において実施）と、民間の企業、教育訓練機関等を活用した障害の態様に応じた多様な委託訓練（以下「障害者委託訓練」という。）の3つを柱として実施されており、障害者や地域企業の人材ニーズ等に応じ、多様な職業能力開発機会の拡充が図られている。

## (2) 障害者校における対応状況

障害者に対する職業訓練においても、こうした障害の重度化、多様化への対応が求められており、特に障害者校においては、一般校の訓練コースや障害者委託訓練では受講が困難な障害者等を積極的に受け入れて、障害の態様等に対応した、きめ細かな職業訓練を行うこととされている。（参考：第8次職業能力開発基本計画）

第8次職業能力開発基本計画（平成18年7月25日厚生労働省告示第449号）  
（抄）

第4部 職業能力開発の基本的施策

2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援

(2) 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等

イ 障害者への支援

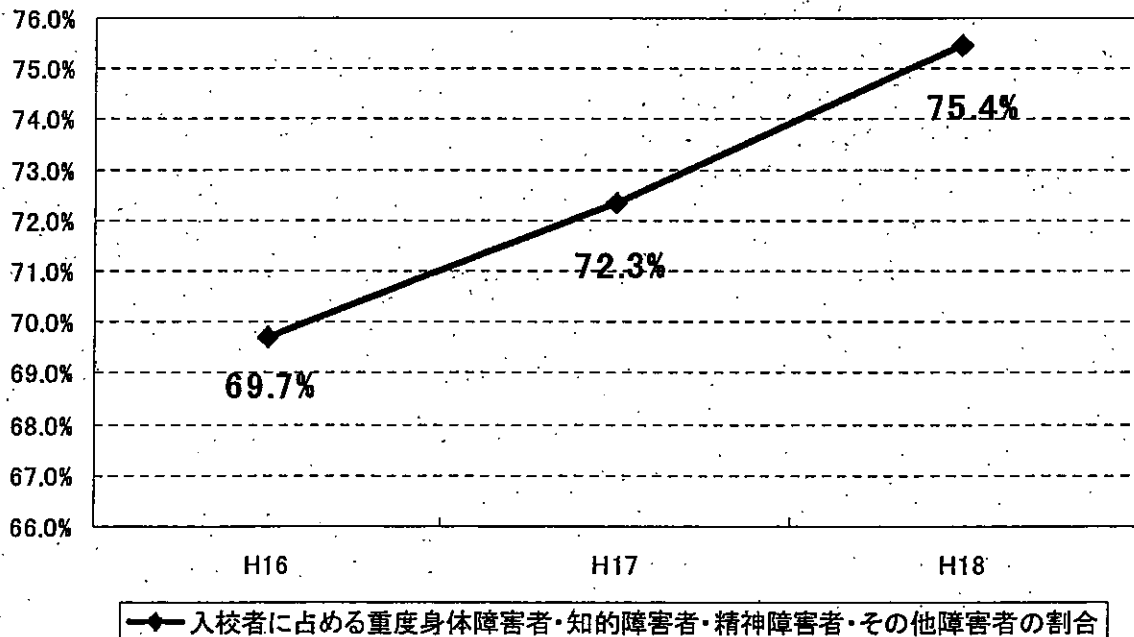
「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の成立等を受けて、福祉から雇用・就業への移行支援が強化されることにより、就職を希望する重度障害者が増加するものと予想されるが、これらの障害者に対しては、よりきめ細かな、その障害の態様に即した職業訓練支援を推進する必要がある。

このため、障害者職業能力開発校においては、日常生活に介助を要する重度身体障害者、知的障害者、精神障害者や発達障害者等自立に向けた支援が必要な障害者に対する職業訓練の実施に重点的に取り組むこととする。

（後略）

障害者校の入校者数全体に占める重度身体障害者、知的障害者、精神障害者、身体・知的・精神障害以外の障害がある人の割合をみると、3年前と比較して、逐次上昇しており、全体の4分の3を占めるなど、入校者についても障害の重度化、多様化の傾向は見られる。（図表-3）

（図表-3：障害者職業能力開発校の入校状況）





しかしながら、同じ重度身体障害者でも、障害種別により、職業訓練の遂行可能性や就職面における困難度等に違いがあることや、従来の障害の定義に当てはまりにくい人（例えば高次脳機能障害者等）で、障害の態様に応じた職業訓練をこれまで以上に必要とする人も多いこと等が指摘されており、障害者校が重点的に職業訓練を実施すべき対象者について、より具体的な検討を行うことが必要となっている。

また、障害者校の定員充足状況（平成18年度）をみると、定員未充足であるにもかかわらず、応募者数より入校者数が相当数少なくなっている校が少なからず存在しており、入校希望者の障害の重度化、多様化への対応の困難さが、定員未充足の要因の一つとなっている可能性もあることが懸念されている。（図表-4）

(図表-4:平成18年度における障害者校の募集・入校状況)

障害者校	①募集定員	②応募者数	③入校者数	充足率(③/①)	就職率
中央	190	306	192	101.1%	86.7%
吉備高原	70	118	73	104.3%	90.3%
国立機構営計	260	424	265	101.9%	87.7%
北海道	170	69	45	26.5%	50.0%
宮城	120	121	86	71.7%	42.1%
東京	240	347	190	79.2%	67.7%
神奈川	120	200	107	89.2%	72.3%
石川	100	73	66	66.0%	47.0%
愛知	145	95	80	55.2%	57.0%
大阪	135	244	137	101.5%	65.4%
兵庫	85	91	74	87.1%	66.3%
広島	140	199	106	75.7%	79.2%
福岡	150	171	126	84.0%	46.4%
鹿児島	100	108	82	82.0%	42.7%
国立県営計	1,505	1,718	1,099	73.0%	59.6%
青森	40	42	31	77.5%	48.4%
千葉	75	114	79	105.3%	72.2%
静岡	50	82	45	90.0%	82.2%
愛知	100	81	62	62.0%	90.3%
京都	30	44	25	83.3%	92.0%
兵庫	55	79	55	100.0%	60.0%
県立県営計	350	442	297	84.9%	74.4%
合計	2,115	2,584	1,661	78.5%	66.7%

## 2 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」についての基本的考え方

1の現状を踏まえ、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の職業訓練のあり方に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）では、今後、障害者に対する職業訓練機会を拡充する中で、障害者校の果たすべき役割を念頭に置きつつ、障害者校が特に重点的に取り組むべき職業訓練の対象者について、関係者の意識共有を図り、その積極的な受入れと円滑な職業訓練支援を推進するため、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」として位置づけ、より具体的な対象範囲について、必要な支援内容とともに示し、今後の受入れに係る対応方針等について検討を行った。

まず、検討委員会では、障害者校が今後、積極的に受入れを促進すべき「職業訓練上特別な支援を要する障害者」について、以下の要件に該当するものとして概念整理を行った。

- ① 一般的な集合訓練の実施に難しい面があり、障害の態様に応じた個別的対応を特に要する障害者
- ② 障害の態様に応じた職業訓練に関わる技法・経験がまだ十分蓄積されておらず、新たな技能習得ノウハウの開発・試行等の対応を要する障害者
- ③ 特別な支援を要する障害者に対して適切に対応できる精神科医などの専門家や支援者等（障害者校において一般的に配置されていない者）との継続的な連携・協力を要する障害者

この3つの要件は、職業訓練指導員のきめ細かな配慮や創意工夫に基づいた訓練支援を提供することで、職業訓練機会の拡充や訓練効果を高めることにより、仕事上の活動制限や参加制約を取り除くことが可能になると考えられる障害者を、「訓練実施に当たり、より重点的に支援を実施していく必要性の高い障害者」とみなすとの観点に立って整理したものであり、就職の困難性との関連から整理したものではない。

なお、いうまでもなく、本検討委員会で検討した「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の範囲については、同じ障害種別・等級でも、障害者ごとにその態様は様々であり、職業訓練の指導技法や訓練環境の変化に伴い必要な支援内容も変化することを踏まえ、暫定的に定めたものであり、今後、その範囲を見直すことも視野において検討したものである。

### 3 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に係るヒアリング及び調査を踏まえた検討

上記2の①から③の要件に該当する「職業訓練上特別な支援を要する障害者」について、具体的範囲を検討するに当たり、本検討委員会では、障害者校2校からヒアリングを行うとともに、全障害者校を対象に調査を行い、実際の職業訓練現場の実情も踏まえつつ検討を行った。

#### (1) 検討委員会における検討経緯

##### ① 障害者校のヒアリング

(宮城障害者校：主に身体障害者についての説明)

- ・ 重度聴覚障害者については、コミュニケーション上の課題から訓練生活に適応するのに時間がかかることが多い。円滑なコミュニケーションを図るためには、訓練時間以外においても支援が必要である。
- ・ なるべく授業中は手話通訳者を配置するようにしているが、1人1人に常時配置するのは困難である。また、手話を使えない聴覚障害者もいるので、口話やプリント配布、字幕付きの教材ビデオなど様々な方法で補完するなどの支援が必要である。
- ・ 車椅子の訓練生については、トイレや寮の設備に車椅子に対応していない部分が一部あるなどハード面の制約が残っているが、それが解消されれば、特に職業訓練上特別な支援を要することはない状況である。

(大阪障害者校：主に精神障害者についての説明)

- ・ 精神障害者を対象とした職業訓練ニーズが高まっていることから、平成18年7月から、6ヶ月間の精神障害者対象訓練コースを開設し、事務補助作業を中心に訓練をしている。入校に当たっては、精神障害者保健福祉手帳又は医師の診断書により本人の状態を確認するとともに、3日間の体験入校を経て入校の可否を決定している。
- ・ 職業技能の習得に係る指導上の問題はあまりないが、クラスメイトとの関係、家庭生活等、訓練時間以外のプライベートに関する問題発生への対応も含めた生活支援を行うことが必要である。精神障害者のケアについては、まだ十分なノウハウがなく、今後の課題である。
- ・ 精神的・体力的に安定を保ちながら訓練を行うため、体調管理の手法等について医療機関等で研修を受け、試行錯誤しながら職業訓練指導員が行っているが、障害者校だけの対応では難しい場合があるので、精神科医をはじめとする

関係機関と緊密に連携を図ることが必要不可欠である。

## ② 検討委員会における主な意見

(「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の範囲について)

- ・ 各障害者校で施設・人員などの職業訓練に必要な基盤が異なるが、車椅子対応のトイレなどは最低限必要な設備である。早急に整備すべきだが、そうしたハード面の設備は基本的な日常生活動作を確立させるためのものであり、今回、検討すべき「特別な支援」とはいわないのではないか。ハード面の基盤整備を行うことを前提とした上で、職業訓練指導員に求められるきめ細かい指導ノウハウ等の支援について、検討を進めるべきではないか。
- ・ 職業技能習得に係る支援とは別に、きめ細かな生活支援を要する障害者については、障害者校として可能な限り対応すべきであり、重点的に取り組むべき対象といえるのではないか。
- ・ 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」を考えるに当たって、ただ障害種別・等級で範囲を決めるということではなく、具体的にどのような支援・配慮を要するのか調査してから検討するべきではないか。
- ・ 同じ障害であっても、重複障害の場合には訓練実施の難しさが異なると考えられるが、障害者手帳は、重複している障害のうち障害等級1・2級のものがあれば、それのみを記載していることもあるので、障害者手帳だけで職業訓練上必要となる支援の度合いを判断することは困難な場合がある。
- ・ その反面、障害者校の現場で障害の程度等を判断する手がかりとして、障害者手帳以上の情報を得ることが困難な現状もあり、当面は、障害者手帳の記載等を手がかりにしつつ、さらにきめ細かい判断基準を検討していくことが現実的であると思われる。

(「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の受入れ体制等について)

- ・ 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の受入れに当たっては、職業訓練指導員の障害に関する知識・経験や訓練支援に係るノウハウの蓄積が必要であり、職業訓練指導員に対する研修の充実を図ることが必要である。
- ・ 特別な支援・配慮に係る職業訓練指導員の業務量の増加を勘案し、予算配分においても何らかの配慮ができないか検討するべきではないか。また、予算配分に反映させるのであれば、全国統一的かつ明確な基準が必要ではないか。

これらの意見を踏まえ、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」については、それぞれの障害種別・等級ごとに、①訓練生の受入状況、②訓練生に対する支援・配慮の内容、③職業訓練上の課題等について総合的に勘案し、その範囲を検討することとし、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査（以下「状況把握調査」という。）及び障害者職業能力開発校における障害種別・等級別入校状況調査（以下「入校状況調査」という。）を実施した。

## (2) 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査

### ① 調査目的

状況把握調査は、障害者校の訓練生に対する職業訓練支援のうち、主として職業訓練指導員による対応が求められるものについて、職業技能・職業生活適応力等の習得に関わる支援・配慮事項について項目化し、その水準等を確認することにより、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の輪郭と必要な支援・配慮事項を検討するための資料を得る目的で実施したものである。

### ② 調査方法

障害者校で職業訓練を実施している職業訓練指導員が、障害種別・等級別に、偏りが生じないように複数の訓練生を抽出し、当該訓練生1人ごとに予め設定した職業訓練支援に係る各調査項目について、関与時間、支援水準の点数を以下の表に基づき記載し、その合計を各項目の点数とする。

関与時間	点数	支援水準	点数
ときどき、または一時的に必要	1点	高い技術・経験は要しない	1点
一定程度の頻度で必要	2点	一定程度の技術・経験を要する	2点
常時支援が必要	3点	かなり高度の技術・経験を要する	3点

各障害種別・等級では、複数の訓練生が調査対象となるが、調査項目ごとに、これら複数の訓練生の点数を平均したものを、当該障害種別・等級における各調査項目の点数とし、調査項目ごとの点数を合計したものを当該障害種別・等級の点数とする。

当該状況把握調査は、調査対象となる訓練生に対する職業訓練実績が十分にありと考えられる中央障害者校及び吉備高原障害者校において実施することとし、障害者手帳に複数の障害種別が記載されている（重複障害）場合は、最も重い等級の障害種別に分類し、調査を実施する職業訓練指導員が複数いる場合は、各調査項目の判断基準が異ならないように十分に調整を行った上で実施することとした。調査時期は平成19年8月から9月の間とし、上記障害者校に在籍する訓練生及び平成17～18年度に在籍していた訓練生を対象に行った。なお、調査対

象及び調査項目については、以下のとおりである。(詳細については「参考2」参照)

(調査対象)

- ・ 視覚障害 1 級・ 2 級
- ・ 聴覚障害 1 級 (言語障害との重複)・ 2 級
- ・ 上肢障害 1 級・ 2 級
- ・ 下肢障害 1 級・ 2 級
- ・ 体幹障害 1 級・ 2 級
- ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変 (以下「脳性まひ」という。)による上肢機能障害 1 級・ 2 級
- ・ 脳性まひによる移動機能障害 1 級・ 2 級
- ・ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能障害若しくは免疫機能障害 (以下「内部障害」という。) 1 級・ 2 級
- ・ 知的障害
- ・ 精神障害
- ・ 発達障害
- ・ 高次脳機能障害

(調査項目)

- ・ 対象者の状況  
対象者の障害種別・等級、年齢、性別、プロフィール、その他特記事項
- ・ 受講のための環境整備、訓練上の配慮等
  - 入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況等を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定等を行っている
  - 障害に配慮した特別な訓練科あるいは訓練コースを設定している
  - 障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している
  - 通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している
  - マンツーマンまたはこれに準ずる訓練上の支援を行っている
  - 障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している
  - 障害に応じた支援機器の開発・試行を行っている
  - 専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示を行っている
  - 教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間の延長、コピークリップ押印補助等の作業を補助している
  - 通常の指示が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している
  - 日常生活の不安、悩み事等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活

面の把握を行っている

- 対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している

・ 生活支援

- 校内及び校外実習の際の移動補助を行っている
- 天候に応じた通勤支援等をしている
- 食事、トイレ、入浴等生活に係る配慮を行っている（訪問介護員等の活用による場合を含む）
- 体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している

・ 就職支援等

- 障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている
- 障害者校での訓練状況の視察や説明会等を通じて、企業に障害の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングを行っている

③ 調査結果

この状況把握調査は、職業訓練受講のための環境整備・訓練上の配慮、生活支援、就職支援等の切り口から、支援の必要性を障害種別・等級別に把握し、比較することを試みたもので、障害種別・等級別に調査項目ごとの点数を合計した結果は図表-5のとおりであった。（詳細については「参考3」参照）

なお、この結果については、各障害種別・等級におけるサンプル数が少なく、同じ障害種別・等級でも支援の度合いに個人差があったことから、この結果のみをもって職業訓練の実施が困難な障害種別・等級とすることは適当ではないと考えられる。

また、重複障害がある人については、障害者手帳の記載内容において、重い方の障害に分類している（例えば「下肢障害」には単一障害の人のほか上肢障害等他の障害と重複している人が含まれている）ため、障害種別・等級と点数を厳密に関連付けることは困難な面を含んでいる。特に上肢及び下肢の重複障害がある人が多く含まれているため、支援・配慮がどの障害に由来して必要なのか判断が難しい点に留意する必要がある。

同様に、体幹障害がある人についても、実際は、体幹のみの障害だけではなく、上肢、下肢等に機能障害を合併している人が多く含まれているため、支援・配慮がどの障害に由来して必要なのか判断が難しい点に留意する必要がある。



(図表-5: 状況把握調査の集計結果)

対象者の状況	サンプル数	合計	
知的障害	6	70.0	
高次脳機能障害	10	61.6	
発達障害	7	60.6	
視覚障害2級	5	48.8	
視覚障害1級	4	44.8	全体平均
精神障害	5	39.2	34.2
体幹障害1級	8	31.4	
脳性まひによる移動機能障害2級	4	30.8	
下肢障害1級	9	27.9	身体平均
体幹障害2級	4	27.3	28.3
上肢障害1級	7	27.1	
脳性まひによる移動機能障害1級	2	26.5	
脳性まひによる上肢機能障害2級	7	26.4	
聴覚障害2級	10	25.6	
聴覚障害1級	3	25.3	
脳性まひによる上肢機能障害1級	3	25.3	
上肢障害2級	9	23.4	
内部障害2級	4	23.3	
下肢障害2級	6	19.5	
内部障害1級	6	18.7	
身体障害の平均	5.7	28.3	
全体平均	6.0	34.2	

※ 太線は、全体平均（34.2）及び身体障害の平均（28.3）を上回る範囲を示す。

### (3) 障害者職業能力開発校における障害種別・等級別入校状況調査

#### ① 入校状況調査結果

障害者校の訓練生の障害種別の状況は、定例業務統計において集計しているが、調査項目が大括りであるため、障害種別・等級別の状況は把握できていない。そこで、障害者校19校における状況把握調査の調査対象として掲げた障害種別・等級別の訓練生の受入れ状況を調査し、積極的に受入れを推進すべき対象範囲を検討するための資料とすることとした。

障害者校19校において、平成18年度に入校した訓練生を対象に調査し、そ

の調査結果を集計したところ、図表－６、図表－７のようになった（単一の障害に係る受入れ状況を把握するため、重複障害については別欄とし、聴覚障害１級は単一障害では存在しないため外している。）。なお、重複障害が知的障害に次いで多くなっているが、重複障害がある３８１人中２９０人は上肢及び下肢の重複障害がある人であり、その障害程度も様々であった。

（図表－６：入校状況調査の集計結果）

対象者の状況	入校者数	入校者全体に占める割合
知的障害	383	23.1%
重複障害	381	22.9%
聴覚障害２級	148	8.9%
内部障害１級	79	4.8%
下肢障害２級	54	3.3%
下肢障害１級	49	3.0%
上肢障害２級	28	1.7%
精神障害	27	1.6%
体幹障害２級	23	1.4%
高次脳機能障害	18	1.1%
脳性まひによる移動機能障害２級	13	0.8%
視覚障害２級	11	0.7%
視覚障害１級	9	0.5%
発達障害	8	0.5%
体幹障害１級	5	0.3%
脳性まひによる上肢機能障害１級	5	0.3%
脳性まひによる上肢機能障害２級	4	0.2%
上肢障害１級	3	0.2%
脳性まひによる移動機能障害１級	3	0.2%
内部障害２級	2	0.1%
障害者校全体の入校者数	1,661	—

（図表－７：入校状況調査の集計結果における重複障害の内訳）

重複障害の状況	入校者数	重複障害に占める割合
上肢障害＋下肢障害 (脳性まひによるものを含む)	290	76.1%
下肢障害＋体幹障害	18	4.7%
上肢障害＋体幹障害	11	2.9%
下肢障害＋内部障害	10	2.6%
知的障害＋発達障害	7	1.8%
聴覚障害＋体幹障害	6	1.6%

脳性まひによる移動機能障害 ＋体幹障害	4	1.0%
下肢障害＋知的障害	4	1.0%
知的障害＋精神障害	3	0.8%
聴覚障害＋内部障害	3	0.8%
その他	25	6.6%
重複障害合計	38	100%

## ② 障害者校へのアンケート調査結果

今回、入校状況調査の実施に併せて、各障害者校における訓練生に対する支援・配慮事項についてのアンケート（以下「アンケート調査」という。）を実施した。障害者校においては、基本的には集合訓練を実施しているが、それに加えて障害の態様に応じた特別な支援・配慮を行っている事項について調査したところ、以下のとおりであった。

### （視覚障害）

- ・ 音声化ソフト、音声電卓、点字ディスプレイの使用
- ・ テキストの電子ファイル化、点字化、音訳テープの使用
- ・ マウス操作をキーボード操作に変換したテキストファイルの使用
- ・ 手すり、専用洋式トイレの設置
- ・ 座席を前に配置し、必要に応じてテキストの読み上げ
- ・ 検定試験時のマークシート代筆、検定時間の延長

### （聴覚障害）

- ・ 手話、筆談、プリント配付、席の配慮、手話通訳員配置
- ・ 口話が読み取りやすいよう配慮

### （上肢障害）

- ・ 解答用紙固定のための文鎮の使用
- ・ 手すり、専用洋式トイレ、自動昇降機の設置
- ・ 試験問題を拡大し、パーテーションとマットを準備し足で筆記
- ・ 筆記、キーボード操作、マウス操作を足で行うための机の設置
- ・ マウスにマジックテープをはり操作性を向上
- ・ トラックボール、入力補助具、自前の道具の使用
- ・ キーピッチの異なるキーボード、使いやすいマウスの利用
- ・ マークシートの試験問題を塗りつぶしからチェックに変更
- ・ 筆記課題はB4以上の用紙を使用
- ・ 室内温湿度を常に調整し、扇風機等を使用
- ・ 通校の介助
- ・ 材料固定、コピー、クリップ、押印の補助

- ・ 試験問題のページめくり
- ・ トイレの介助
- ・ 試験や訓練の実施時間を本人のペースで実施
- ・ 応用課題数を減らし、1つの課題に費やす時間を多くする

(下肢障害)

- ・ トイレ時間（おむつ交換）の配慮

(体幹障害)

- ・ 手すり、専用洋式トイレ、専用の机の設置
- ・ 解答用紙固定のための文鎮の使用
- ・ PC入力時の時間的配慮、専用トラックボールの使用
- ・ キーピッチの異なるキーボード、使いやすいマウスの利用（片側まひ）
- ・ 車椅子使用可能な机、席、パソコン、プリンターの配置の配慮
- ・ 室内温湿度を常に調整し、扇風機等を使用
- ・ 歩行用の通路の確保、転倒しないよう配慮
- ・ マークシートの試験問題を塗りつぶしからチェックに変更
- ・ 立ち作業の援助、移動距離の少ない備品の配置
- ・ 試験問題のページめくり
- ・ コピー、クリップ、押印の補助、落下物を拾ってあげること
- ・ 移動に便利な座席の配置、校外実習の移動補助
- ・ トイレの介助、昼食時の配膳手伝い
- ・ 片手で作業可能な治工具の利用、材料固定の補助（片側まひ）
- ・ 検定試験時のマークシート代筆
- ・ 利き手の交換のためのマウス操作練習（片側まひ）
- ・ てんかん発作の度に安静な場所へ移動し、看護師が対応
- ・ 試験や訓練の実施時間を本人のペースで実施

(内部障害)

- ・ 透析、水分補給に係る訓練時間の調整
- ・ 携帯電話使用の配慮、体調管理、食事の配慮

(知的障害)

- ・ 労働習慣の確立、コミュニケーションスキルの向上の支援
- ・ 感情や欲求のコントロール

(精神障害)

- ・ 席の配置の配慮
- ・ 生活リズムの安定支援と個別訓練計画、医療機関との連携
- ・ 負担が少なく達成感が得られるカリキュラム策定

(発達障害)

- ・ 写真や実物等の視覚的に分かりやすい教材の使用
- ・ 場面にふさわしい行動をその都度指導
- ・ 予定変更や複数作業の同時進行を避ける
- ・ 生活指導員の配置、生活リズムの改善
- ・ リラクゼーション手段の獲得指導
- ・ 興味ある作業で成功体験を獲得させる

(高次脳機能障害)

- ・ 導入訓練時の適職探索の実施
- ・ 手順書、声かけ、治工具などの代替手段の獲得

#### 4 積極的に受入れを促進すべき「職業訓練上特別な支援を要する障害者」について

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の範囲については、検討委員会において、状況把握調査、入校状況調査、アンケート調査等の結果を総合的に勘案して検討を行った。以下、障害種別ごとの検討結果を記す。

なお、状況把握調査において、上肢及び下肢の重複障害がある人の数が多かったこと、入校状況調査において、重複障害の内訳として上肢及び下肢の重複障害がある人の数が多かったことから、当該重複障害がある人においても検討を加えることとした。

##### (1) 視覚障害

状況把握調査の結果によると、視覚障害1級・2級の人については、

- ・ マンツーマンまたはこれに準ずる訓練上の支援
  - ・ 障害に応じたテキストや作業指示書の作成
  - ・ 専用機器・ソフトの活用方法等の教示
  - ・ 障害に応じた支援機器の開発・試行
  - ・ ページめくり、コピー等の作業の補助
  - ・ 校内及び校外実習の際の移動補助
  - ・ 就職するために必要となる職場環境整備コンサルティング
- 等の項目で点数が著しく高くなっていることから、状況把握調査においては全体平均よりも点数が高くなったところである。

視覚障害1級・2級の人については、ほとんどの障害者校において専門の訓練コースが設けられておらず、その受入れが進んでいない上、職業訓練ノウハウも障害者校に定着しているとはいいがたい状況である。したがって、今後は、個々の障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウの蓄積を図るため、より積極的に受入れを促進すべきである。

##### (2) 聴覚障害

状況把握調査の結果によると、聴覚障害がある人については、職業訓練の実施に当たり、

- ・ 障害に応じたテキストや作業指示書の作成
- ・ 通常より時間をかけての伝達、代替手段や補助教材等の活用
- ・ 対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導の実施

等の支援・配慮を要するものの、一定数の訓練生が障害者校に入校しており、職業訓練ノウハウについても定着しつつあると考えられるため、引き続き障害の態様に配慮しつつ、職業訓練を実施することが求められる。

### (3) 上肢障害（脳性まひによる上肢機能障害を含む）

状況把握調査の結果によると、上肢障害1級の人については、全体平均を下回っているものの、

- ・ 障害に配慮した特別な訓練科や訓練カリキュラムの設定、策定
- ・ 食事、トイレ、入浴等生活にかかる配慮

など4項目で全体平均を上回っており、身体障害の平均と比べた場合においては9項目において上回っている。

また、上肢障害1級の人については、両上肢障害の場合、作業性の点で困難度が高く、パソコン操作のみでは処理できない手作業等においてマンツーマンやそれに準じた支援が必要となる場合が多く、また、他の障害と重複する人が多いことに留意する必要がある上、訓練生の入校者数も極めて少ない状況である。したがって、今後は、個々の障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウの蓄積を図るため、より積極的に受入れを促進すべきである。なお、同様の考え方により、脳性まひによる上肢機能障害がある人についても、今後はより積極的に受入れを促進すべきである。

### (4) 下肢障害（脳性まひによる移動機能障害を含む）

状況把握調査の結果によると、下肢障害（脳性まひによる移動機能障害を含む）がある人については、職業訓練の実施に当たり、

- ・ 障害に応じたテキストや作業指示書の作成
- ・ 通常より時間をかけての伝達、代替手段や補助教材等の活用
- ・ 対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導の実施

等の支援・配慮を要することがあるものの、相当数の訓練生が障害者校に入校しており、職業訓練ノウハウについても定着しつつあると考えられるため、引き続き障害の態様に配慮しつつ、職業訓練を実施することが求められる。

### (5) 上肢及び下肢の重複障害（脳性まひによるものを含む）

状況把握調査の結果によると、上肢障害1・2級、下肢障害1・2級、脳性まひによる上肢機能障害1・2級及び脳性まひによる移動機能障害1・2級の47人のうち28人が上肢及び下肢の重複障害がある人であり、当該重複障害の人のみで集計した場合、その点数は全体平均を下回っているものの、

- ・ 障害に配慮した特別な訓練科や訓練カリキュラムの設定、策定

- ・ 通院や適応状況に配慮したカリキュラムの弾力的・個別的な設定、実施
- ・ ページめくり、コピー等の作業の補助
- ・ 校内及び校外実習の際の移動補助
- ・ 食事、トイレ、入浴等生活にかかる配慮

など7項目で全体平均を上回り、身体障害の平均と比べた場合は11項目において上回るなど、支援項目全般にわたり高い点数となっている。

一方、障害者校における訓練生の入校状況については、重複障害がある381人中290人は上肢及び下肢の重複障害がある人であったが、その障害程度は様々であることから、一概にすべての上肢及び下肢の重複障害について、一律の基準で受入れを判断するのではなく、個々の障害の態様を十分把握した上で、特に配慮を必要とする人に対し、重点的に支援をすることが望ましいと考えられる。

例えば、頸髄損傷者等四肢まひの人、脳性まひ等全身性の障害がある人などについては、上に掲げたような支援・配慮が必要不可欠である。そのため、当面は、障害者雇用納付金制度に基づく障害者介助等助成金の対象となる、「2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する人」、「3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する人」について、個々の障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウの蓄積を図るため、より積極的に受入れを促進するべきであると考えられる。なお、身体障害者手帳の記載は都道府県若しくは判定医により記載内容に多少の相違があるため留意する必要がある。

## (6) 体幹障害

状況把握調査の結果によると、体幹障害1級の人については、全体平均を下回っているものの、

- ・ 障害に配慮した特別な訓練科や訓練カリキュラムの設定、策定
- ・ 通院や適応状況に配慮したカリキュラムの弾力的・個別的な設定、実施
- ・ ページめくり、コピー等の作業の補助
- ・ 日常生活の不安、悩み事等についての個別ガイダンスや健康・生活面の把握
- ・ 食事、トイレ、入浴等生活にかかる配慮
- ・ 体調や服薬など健康管理についての専門機関や家族との連携・調整
- ・ 職場実習による就業体験機会の提供等個別就職支援

など9項目で全体平均を上回り、身体障害の平均と比べた場合は11項目において上回るなど、支援項目全般にわたり高い点数となっている。

体幹障害2級の人については、1級の人と比べると点数は低くなっているものの、

- ・ 障害に配慮した特別な訓練科や訓練カリキュラムの設定、策定



- ・ 通院や適応状況に配慮したカリキュラムの弾力的・個別的な設定、実施
- ・ 日常生活の不安、悩み事等についての個別ガイダンスや健康・生活面の把握など、10項目で身体障害の平均を上回る点数となっている。

しかしながら、体幹障害1級、2級の人については、先に述べたように、実際は体幹の障害のみならず、上肢・下肢に機能障害を合併している人が多く、その合併する機能障害の状況も、両上肢及び両下肢機能全廃、両下肢のみ、左上肢機能障害等様々であった。このため、体幹障害1級、2級として把握されている人については、その障害判定のみをもって一律の基準で受入れを判断するのではなく、個々の障害の態様を十分把握した上で、特に配慮を必要とする人に対し、重点的に支援をすることが望ましいと考えられる。

#### (7) 内部障害

状況把握調査の結果によると、内部障害がある人については、職業訓練の実施に当たり、

- ・ 通院や適応状況に配慮したカリキュラムの弾力的・個別的な設定、実施
- ・ 就職するために必要となる職場環境整備コンサルティング

等の支援・配慮を要することがあるものの、相当数の訓練生が障害者校に入校しており、職業訓練ノウハウについても定着しつつあると考えられるため、引き続き障害の態様に配慮しつつ、職業訓練を実施することが求められる。

#### (8) 知的障害

状況把握調査の結果によると、知的障害がある人については、

- ・ 障害に配慮した特別な訓練科や訓練カリキュラムの設定、策定
- ・ マンツーマンまたはこれに準ずる訓練上の支援
- ・ 日常生活の不安、悩み事等についての個別ガイダンスや健康・生活面の把握
- ・ 対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導の実施
- ・ 職場実習による就業体験機会の提供等個別就職支援

等の項目で点数が高くなっていることから、状況把握調査においては、最も点数が高くなったところである。

しかしながら、知的障害がある人については、

- ・ 知的障害者を対象とした職業訓練コースは既に障害者職業能力開発校（同一県内に知的障害者専門の障害者校を有する愛知障害者職業能力開発校を除く）に設置されており、また、訓練生に占める知的障害者の割合も最も多くなっていること

- ・ 一般の職業能力開発校においても24都道府県において25コースの知的障害者対象訓練コースが設置されており、他の障害者に比べ訓練コースの設置が進んでいること
- ・ 基本的な職業訓練ノウハウについても定着しつつあると考えられること等を踏まえ、引き続き障害の態様に配慮しつつ、職業訓練を実施することが求められる。

#### (9) 精神障害、発達障害、高次脳機能障害

状況把握調査の結果によると、精神障害、発達障害、高次脳機能障害がある人については、

- ・ 通院や適応状況に配慮したカリキュラムの弾力的・個別的な設定、実施
- ・ 通常より時間をかけての伝達、代替手段や補助教材等の活用
- ・ 日常生活の不安、悩み事等についての個別ガイダンスや健康・生活面の把握
- ・ 対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導の実施
- ・ 健康管理に係る専門機関等との連携・調整
- ・ 職場実習による就業体験機会の提供等個別就職支援

等の項目で点数が著しく高くなっていることから、状況把握調査においては、いずれも全体平均よりも点数が高くなったところである。

これら精神障害、発達障害、高次脳機能障害がある人については、ほとんどの障害者校において専門の訓練コースが設けられていない上、職業訓練ノウハウも障害者校に定着しているとはいえない状況である。したがって、今後は、個々の障害者の訓練ニーズに対応した支援ノウハウの蓄積を図るため、より積極的に受入れを促進すべきである。

## 5 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の受入れに係る対応方針

### (1) 技能・職業生活適応力の習得に関わる支援・配慮について

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の受入れに当たっては、職業訓練指導員による個々の障害の態様に応じた、きめ細かい支援・配慮が求められるが、現状ではそのノウハウが十分に確立されていないことが、受入れ促進の妨げの一因となっていると考えられる。

このため、職業訓練指導員によるきめ細かい支援・配慮が求められている「職業訓練上特別な支援を要する障害者」については、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の運営する中央障害者校及び吉備高原障害者校を中心に、先導的な支援技法の開発、支援ノウハウの蓄積を図り、これらのノウハウを全国の障害者校に普及し、その支援内容の充実を図る必要がある。

特に、職業生活上の支援も含めた幅広い支援・配慮を要する精神障害、発達障害等がある人及び日常生活上の介助を要する身体障害がある人の受入れについては、支援ノウハウの普及のみでは受入れ促進が困難であると考えられるため、職業訓練指導員に対する研修体系を見直し、内容の充実を図るとともに、先進的な訓練手法等に関する調査研究等を行い、支援ノウハウの確立及び支援体制の整備を効果的に進める必要がある。

### (2) 基盤環境整備に関わる支援・配慮について

より一層効果的な障害者職業訓練を実施するためには、施設・機器整備を要するケースも多いため、今後、予算の範囲内で優先的かつ計画的に整備を進め、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の受入れに当たって、施設・機器整備が十分でないことが受入れの妨げの一因とならないよう、早急に基盤環境整備を図る必要がある。

### (3) その他の留意事項

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の受入れ促進に伴い、職業訓練指導員の支援・配慮に係る業務が増加する可能性があるため、当該障害者の受入れ拡大により障害者校の運営に支障を来さないよう、受入れ数等を踏まえ、運営に係る体制、費用については、予算上、一定の配慮をする必要がある。

また、政策評価における数値目標として、障害者校の就職率60%を掲げている

ところであるが、就職率のみに着目することは、結果として入校基準の引き上げをもたらす、定員未充足の要因の一つとなる可能性も考えられる。したがって、今後、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の受入れを促進するためには、障害者校の政策評価に当たって、結果としての就職率のみではなく、その訓練過程も含めて検証することとし、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の受入れ状況と就職状況の双方を勘案した目標設定を行うことが重要である。

## 参考資料一覧

参考 1 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の職業訓練のあり方に関する検討委員会開催要綱

参考 2 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査実施要領

参考 3 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査結果一覧

参考 4 障害者職業能力開発校における障害別の入校・就職状況

参考 5 身体障害者程度等級表  
(身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号)



参考1 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の職業訓練のあり方に関する検討委員会開催要綱

# 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の職業訓練のあり方に関する検討委員会開催要綱

## 1 趣旨

医学や科学技術等の進歩や、雇用・就業形態の多様化等を背景に、障害者の職業的自立の可能性は広がりつつある。また、障害者自立支援法の施行を契機に、福祉から一般就労への移行を希望する障害者が増加するものと予想されている。

こうした中、障害者校においては、日常生活に介助を要する重度身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者等職業的自立に向けた支援が必要な障害者に対する職業訓練の実施に重点的に取り組み、個々の障害の態様に即し、よりきめ細かな職業訓練を推進することが求められている。

一方、これらの障害者の範囲については、例えば「重度身体障害者」について、同じ身体障害者障害程度等級1～2級の人でも、障害種別により、職業訓練の遂行可能性や就職面における困難度等に違いがあることや、従来障害の定義に当てはまりにくい障害者（例えば高次脳機能障害者）で、障害特性に応じた職業訓練を必要とする人も多いこと等が指摘されているところである。

このため、こうした職業訓練支援の必要性の高い障害者（以下、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」という。）とはどのような障害者であるのか、できる限り情報収集等を行い、その範囲をより明確にするとともに、今後の対応方針等について検討するため、厚生労働省職業能力開発局能力開発課長が関係者の参集を得て、「『職業訓練上特別な支援を要する障害者』の職業訓練のあり方に関する検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」を開催するものである。

## 2 検討議題

- (1) 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の範囲について
- (2) 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の受入れに伴う課題と対応方針について
- (3) その他

## 3 開催期間 平成19年5月～平成20年3月

## 4 参集者

- 井上裕夫 国立職業リハビリテーションセンター主任職業訓練指導員
- 遠藤嘉樹 (独)高齢・障害者雇用支援機構リハビリテーション部指導課職業訓練指導役
- 栗原政彦 東京障害者職業能力開発校職業訓練担当主任指導員
- 佐藤 宏 元 職業能力開発総合大学校教授
- 西村 茂 国立身体障害者リハビリテーションセンター指導部指導課長
- 松為信雄 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉科教授

## 5 その他

- (1) 検討委員会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (2) 事務局は、厚生労働省職業能力開発局能力開発課において行う。



参考2 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況  
把握調査実施要領

## 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査実施要領

### 1 目的

この状況把握調査は、障害者職業能力開発校の受講者に対する職業訓練支援のうち、主として職業訓練指導員による対応が求められるものについて、職業技能・職業生活適応力等の習得に関わる支援・配慮事項について項目化し、その水準等を確認することにより、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の輪郭と必要な支援・配慮事項を検討するための資料を得る目的で実施するものである。

### 2 対象者

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の把握に当たり、その障害種別に偏りが生じないようにするため、以下の①～⑳の障害種別・程度ごとに、原則として各2名以上の受講者を抽出し、それぞれ、職業訓練支援の内容を記入する。対象者の抽出にあたっては、該当する障害以外の要因で職業訓練上の課題を抱える者は可能な限り除外すること。

- ①視覚障害 1 級
- ②視覚障害 2 級
- ③聴覚障害 1 級（言語障害との重複）
- ④聴覚障害 2 級
- ⑤上肢障害 1 級
- ⑥上肢障害 2 級
- ⑦下肢障害 1 級
- ⑧下肢障害 2 級
- ⑨体幹障害 1 級
- ⑩体幹障害 2 級
- ⑪乳幼児期以前の非進行性の脳病変（以下「脳性まひ」という。）による上肢機能障害 1 級
- ⑫脳性まひによる上肢機能障害 2 級
- ⑬脳性まひによる移動機能障害 1 級
- ⑭脳性まひによる移動機能障害 2 級
- ⑮心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能障害若しくは免疫機能障害（以下「内部障害」という。） 1 級
- ⑯内部障害 2 級
- ⑰知的障害
- ⑱精神障害
- ⑲発達障害
- ⑳高次脳機能障害

### 3 実施施設

上記2の対象者に対し、訓練実績が十分にあると考えられる中央障害者職業能力開

発校及び吉備高原障害者職業能力開発校において実施することとする。

4 実施期間

平成19年8月～9月

5 実施方法

上記3の各施設ごとに、原則として一人の記入担当者を定め、当該記入担当者が必要に応じて対象となる障害者を指導した職業訓練指導員からヒアリング等を行い、別添の状況把握調査に記入する。なお、複数の記入担当者を定めて記入を行う場合には、各項目の判断基準が異ならないように十分に調整を行うものとする。

6 その他

状況把握調査の対象者は、原則として上記2の①～⑱の障害を持つ受講生とするが、これらの障害種別・程度に該当しない重複障害者等で、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に該当すると考えられる者については、【対象者の状況】の「対象者の障害種別・程度」の欄に、「その他」と記入し、「対象者のプロフィール、その他特記事項」欄にその障害状況について別途記入すること。

## 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査

### <記入方法>

1. 【対象者の状況】に必要な事項を記載する。特に「対象者のプロフィール、その他特記事項」欄は可能な限り詳細に記載する。
2. 各項目の内容について、該当する場合は項目左側にあるチェックボックス(□)にチェック(■)をする。
3. 各項目にある支援内容以外にも特別な支援がある場合には、【その他】欄の括弧内にその内容を記載した上でチェックする。
4. 内容にチェックをした項目について、「関与時間」「支援水準」欄に以下の表から該当する点数を記載する。

関与時間	点数
ときどき、または一時的に必要	1点
一定程度の頻度で必要	2点
常時支援が必要	3点

支援水準	点数
高い技術・経験は要しない	1点
一定程度の技術・経験を要する	2点
かなり高度の技術・経験を要する	3点

実施校 : ○○障害者職業能力開発校

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査

【対象者の状況】

対象者の障害種別・程度 : ○○障害 ○級

対象者の年齢・性別 : ○○歳 ○性

対象者のプロフィール、その他特記事項

(※例えば、障害発生年齢、特別支援学校在校経験、利用補装具等を必要に応じ記入する)  
(※重複障害者等については、この欄に記入する)  
(※その他特記事項として記入担当者の所見がある場合は、この欄に記入する)

【受講のための環境整備・訓練上の配慮等】

- 入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況等を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定等を行っている
- 障害に配慮した特別な訓練科あるいは訓練コースを設定している
- 障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している
- 通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している
- マンツーマンまたはこれに準ずる訓練上の支援を行っている
- 障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している
- 障害に応じた支援機器の開発・試行を行っている
- 専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示を行っている
- 教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間の延長、コピークリップ押印補助等の作業を補助している
- 通常の指示が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している
- 日常生活の不安、悩み事等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている
- 対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している

関与時間	支援水準

【生活支援】

- 校内及び校外実習の際の移動補助を行っている
- 天候に応じた通勤支援等をしている
- 食事、トイレ、入浴等生活に係る配慮を行っている (訪問介護員等の活用による場合を含む)
- 体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している


【就職支援等】

- 障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別的就職支援を行っている
- 障害者校での訓練状況の視察や説明会等を通じて、企業に障害の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングを行っている


【その他】

- その他個別の支援事項を行っている ( )

--	--



参考3 「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況  
把握調査結果一覧

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関して

対象者の状況	サンプル数	受講のための環境整備・訓練上の配慮等									
		①入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況等を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定等を行っている。	②障害に配慮した特別な訓練利あるいは訓練コースを設定している。	③障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している。	④通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している。	⑤マンツーマンまたはこれに準ずる訓練上の支援を行っている。	⑥障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している。	⑦障害に応じた支援機器の開発・試行を行っている。	⑧専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の指示を行っている。	⑨教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間の延長、コピー・リッパ押印補助等の作業を補助している。	⑩通常の指示が理解されにくい場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している。
⑰知的障害	6	2.3	2.3	2.3	2.5	6.0	6.0	0.0	4.0	0.0	6.0
⑳高次脳障害	10	3.0	2.5	2.6	2.6	5.1	5.1	2.4	1.5	0.6	5.1
⑲発達障害	7	3.0	2.1	3.0	3.0	5.7	4.3	0.0	3.1	0.0	5.4
②視覚障害2級	5	1.8	1.8	0.6	1.8	5.2	2.4	3.6	4.8	2.2	2.8
①視覚障害1級	4	2.0	1.5	1.0	0.0	5.0	4.5	3.0	3.0	4.8	2.5
⑱精神障害	5	2.2	0.4	1.8	1.6	3.8	1.6	0.0	0.6	0.0	3.2
⑨体幹障害1級	8	2.5	1.4	1.4	1.6	3.9	0.0	0.0	0.0	2.3	2.3
⑭脳性移動2級	4	2.8	1.8	1.8	1.8	4.3	0.0	0.0	0.0	1.8	4.5
⑦下肢障害1級	9	2.0	0.9	1.6	1.8	3.7	1.2	0.9	0.7	0.9	0.9
⑩体幹障害2級	4	2.5	1.3	1.3	1.3	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
⑤上肢障害1級	7	2.6	1.6	1.7	1.3	3.7	1.0	0.0	0.6	0.6	2.0
⑬脳性移動1級	2	2.5	0.0	0.0	1.5	2.0	0.0	0.0	0.0	3.5	2.0
⑫脳性上肢2級	7	2.3	1.0	1.1	1.1	4.0	0.0	0.0	0.0	0.9	3.6
④聴覚障害2級	10	1.8	0.2	0.8	0.4	3.9	1.6	0.0	0.4	0.0	3.9
③聴覚障害1級	3	2.0	0.0	0.3	1.0	2.3	1.3	0.0	1.0	0.0	4.3
⑪脳性上肢1級	3	2.0	0.7	1.0	1.0	4.0	0.7	0.0	0.7	1.0	3.0
⑥上肢障害2級	9	2.0	0.6	1.0	1.1	2.9	0.3	0.4	0.2	1.4	2.2
⑯内部障害2級	4	2.3	0.8	1.3	2.0	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
⑧下肢障害2級	6	2.3	0.3	0.3	0.5	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2
⑮内部障害1級	6	1.5	0.0	0.3	0.8	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
①～⑱身体平均	91	2.2	0.9	1.0	1.2	3.6	0.8	0.5	0.7	1.2	2.6
上下肢重複平均	28	2.4	1.3	1.5	1.5	3.8	0.5	0.3	0.2	1.4	2.8
平均	119	2.3	1.1	1.3	1.4	3.9	1.5	0.5	1.0	1.0	3.1



する状況把握調査集計結果

		生活支援				就職支援等		その他	
⑩日常生活の不安、悩み事等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている	⑪対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している	⑫校内及び校外実習の際の移動補助を行っている	⑬天候に応じた通勤支援等をしている	⑭食事、トイレ、入浴等生活にかかる配慮を行っている(訪問介護員等の活用による場合を含む)	⑮体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している	⑯障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている	⑰障害者校での訓練状況の視察や説明会等を通じて、企業に障害の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングを行っている	⑱その他の個別の支援事項を行っている	合計
5.3	6.0	2.7	2.7	0.8	4.0	6.0	6.0	5.0	70.0
4.6	5.0	1.6	0.4	0.6	3.1	5.6	5.2	5.0	61.6
6.0	6.0	0.0	0.0	0.0	6.0	6.0	6.0	0.9	60.6
4.2	1.2	2.2	0.4	2.6	2.4	4.0	4.0	0.8	48.8
1.0	0.0	3.0	1.0	0.0	0.0	3.0	5.5	4.0	44.8
5.0	3.4	0.0	0.0	0.0	4.0	5.4	3.8	2.4	39.2
3.4	1.6	0.8	0.0	1.3	2.0	4.0	3.1	0.0	31.4
2.5	3.3	0.5	0.0	0.0	0.0	3.5	2.0	0.5	30.8
3.0	1.7	0.9	0.0	1.2	1.1	3.1	2.4	0.0	27.9
3.8	3.5	0.0	0.0	0.0	1.0	3.5	2.0	1.5	27.3
2.7	2.3	0.9	0.0	1.7	0.3	3.0	1.3	0.0	27.1
4.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	3.5	3.5	0.0	26.5
2.6	2.4	0.6	0.0	0.0	0.0	3.7	2.3	0.9	26.4
2.2	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	2.4	0.8	25.6
2.0	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	2.7	1.7	25.3
2.0	2.0	1.3	0.0	1.3	0.0	3.3	1.3	0.0	25.3
2.3	1.8	0.7	0.0	0.7	1.1	2.6	2.1	0.0	23.4
2.3	2.3	0.5	0.0	0.5	0.0	2.8	4.3	0.0	23.3
2.2	0.7	0.0	0.0	0.0	0.5	3.7	2.7	0.0	19.5
2.7	1.0	0.0	0.0	0.0	1.5	3.2	1.8	1.2	18.7
2.7	2.0	0.8	0.1	0.6	0.6	3.4	2.7	0.7	28.3
2.9	2.5	1.1	0.0	1.0	0.5	3.3	2.0	0.2	29.3
3.2	2.6	0.9	0.2	0.5	1.4	3.9	3.2	1.2	34.2

対象者の状況	受講のための環境整備・訓練上の配慮等																		
	①入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況等を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定等を行っている		②障害に配慮した特別な訓練料あるいは訓練コースを設定している		③障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している		④通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別に設定、実施している		⑤マンツーマンまたはこれに準ずる訓練上の支援を行っている		⑥障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している		⑦障害に応じた支援機器の開発・試行を行っている		⑧専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示を行っている		⑨教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間の延長、コピー・クリップ押印補助等の作業を補助している		⑩通常の指示が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確保している
障害種別	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	
①視覚障害1級		2				2			2	2	2	1					2	1	
①視覚障害1級		2				2			3	2	1						2	2	
①視覚障害1級		2		3					2	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
①視覚障害1級		2		3					3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
②視覚障害2級		2		3				3	3	3	3	3	3	3	3	1	2	2	2
②視覚障害2級		2							2	2	2				2	2	2	1	
②視覚障害2級		2		3				3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3
②視覚障害2級		2							2	2					2	2		2	2
②視覚障害2級		3		3		3			3	3	3				1	3			
④聴覚障害1級		1				1			2	1	2	2			2	1		3	2
④聴覚障害1級		2							2	2								2	2
④聴覚障害1級		3						3										2	2
④聴覚障害2級		1				1			1	2	1	2	2					2	2
④聴覚障害2級		1				1			1	2	1	2	2					2	2
④聴覚障害2級		1				1			3	2	3	2			2	2		3	2
④聴覚障害2級		2							2	2	2							2	2
④聴覚障害2級		2							2	2	2							2	2
④聴覚障害2級		2							3	2	2							2	2
④聴覚障害2級		2		2		3			2	2	1	2						3	2
④聴覚障害2級		3							2	1								1	1
④聴覚障害2級		2							1	2								1	1
④聴覚障害2級		2				2			2	3	2							3	2
⑤上肢障害1級		1				1			2	2	2	2			2	2		2	1
⑤上肢障害1級		2							2	2	2						1	1	2
⑤上肢障害1級		3		2		3			1	2	1	1	2					3	1
⑤上肢障害1級		3		2		1			1	2	1							2	1
⑤上肢障害1級		3		2		2			2	1	2							1	1
⑤上肢障害1級		3		3		3			3	2	2							3	2
⑥上肢障害2級		2				2			1	2	2				1	1		1	2
⑥上肢障害2級		1															1	1	
⑥上肢障害2級		1															1	1	
⑥上肢障害2級		2							2	2								2	2
⑥上肢障害2級		2							2	2	2							2	2
⑥上肢障害2級		2							2	1							1	1	
⑥上肢障害2級		3		2		2			2	3	2					2	1	3	1
⑥上肢障害2級		2				2			2	3	2							2	2
⑥上肢障害2級		3		3		3			3	2	2					1	1	2	2
⑦下肢障害1級		1							2	1	1				2	2		2	2
⑦下肢障害1級		2							2	2	2								
⑦下肢障害1級		1				1			2	2	2	3	2		2	2		1	1
⑦下肢障害1級		1				1			1	2	1	1			1	1			
⑦下肢障害1級		2							2	2	2							1	1
⑦下肢障害1級		3				3			3	3	2								
⑦下肢障害1級		3		2		3			2	2	1				2	2			
⑦下肢障害1級		3		3		3			3	2	2						1	1	
⑦下肢障害1級		3		3		3			3	2	2						1	1	
⑧下肢障害2級		2							1										
⑧下肢障害2級		2							2	2								2	2
⑧下肢障害2級		2							2	2								2	2
⑧下肢障害2級		2							2	2								2	2
⑧下肢障害2級		3		2		2			2	3	1						3	3	1
⑧下肢障害2級		3							1	2								1	2
⑨体幹障害1級		2							2	2	2							2	2
⑨体幹障害1級		2							2	2	2							2	2
⑨体幹障害1級		2							1	2						1	2	1	1
⑨体幹障害1級		2							2	1	2					1	2	1	1
⑨体幹障害1級		3		2		2			2	2	1				2	2		1	1
⑨体幹障害1級		3		3		3			3	3	2				3	3		2	1
⑨体幹障害1級		3		3		3			3	3	2				3	1		2	1
⑨体幹障害1級		3		3		3			3	2	2								
⑩体幹障害2級		2							2	2	2							2	2
⑩体幹障害2級		2							2	2	2							1	1
⑩体幹障害2級		3		2		2			2	2	1							1	1
⑩体幹障害2級		3		3		3			2	2	2							1	1

		生活支援								就職支援等				その他		合計	備考	
①日常生活の不安、悩み等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている		②対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している		③校内及び校外実習の際の移動補助を行っている		④天候に応じた通勤支援等を行っている		⑤食事、トイレ、入浴等生活にかかる配慮を行っている(訪問介護員等の活用による場合を含む)		⑥体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している		⑦障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている		⑧障害者校での訓練状況の視察や説明会等を通じて、企業に障害の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングを行っている				⑨その他個別の支援事項を行っている
関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	
					2		2							3	2			18
					2		2							3	2			30
1	1				2		2	1	1				3	3		2	3	63
1	1				2		2	1	1				3	3		3	3	67
										1	2	3	3	3	3			68
																		11
3	3				1		1							3	3			80
3	3				1		1			2	3	3	3	3	3		2	35
2	3	3	3		1		1							2	2			50
2	2				3		2			3	2			1	3			39
2	2	3	2											2	2	2	3	20
1	1													2	2			17
					2		2							1	1			24
1	1	2	2											2	2			29
2	1	2	2											2	2		3	42
2	2	2	2											2	2			20
1	1													2	2			20
1	1													2	2			25
1	1	3	3											1	2		2	32
1	2	2	2											2	2			17
1	1	1	1											2	2			15
2	2	1	3											1	3			32
2	2	2	2		1		1							1	2			35
2	2	2	2											2	2			24
1	2	2	2		1		1			3	1			1	1			30
1	1	2	2							2	2			1	2			31
1	1	1	2							2	2			1	1			25
1	1	1	3		1		1							1	1			14
1	3	1	3		1		1							1	2			31
1	1	1	1							1	1			1	1			32
																		3
																		31
														2	2			20
1	1													2	2			20
1	1	1	1											2	2			24
2	2	1	1		2		2			2	2			1	2			34
1	1	2	2											1	2			27
2	2	1	2							1	2			1	2			48
2	3	2	3		1		1			1	1			1	3			48
1	1				1		1			1	1			1	1			25
1	2													2	2			15
2	1	1	1											1	1			28
1	1	1	1											2	2			22
1	2													2	2			17
2	2	1	2											1	3			28
		2	2		1		1			3	1			1	1			33
2	3	1	1		1		1			2	3			1	2		-3	44
2	3	1	1		1		1				3			1	3			39
1	2									1	2			2	2			17
1	1													2	2			20
1	1													2	2			20
2	2													2	2			22
1	1	2	2											1	2			17
1	1	2	2											2	2			28
1	1	1	1											1	1			22
2	2	1	2											3	3			17
		2	2		1		1											33
2	3	1	1		1		1							1	-3			44
2	3	1	1		1		1							1	3			39
1	2									1	2			2	2			17
1	1													2	2			20
1	1													2	2			20
2	2													2	2			22
1	1	2	2											1	2			26
1	1													1	2			12
1	2													2	2			21
2	2													2	2			21
1	2	1	1							2	2			1	1			25
1	2	1	1							2	2			1	1			25
1	1	1	1											2	2			26
1	3	1	1		1		1			3	2			2	3			51
1	3	1	1		1		1			3	2			2	3			51
1	3	1	1		1		1							1	3			31
2	2													2	2			22
2	2	2	2							2	2			2	2		3	34
1	1	2	2											1	2			23
2	3	3	3											2	2			30

対象者の状況	受講のための環境整備・訓練上の配慮等																			
	①入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定等を行っている		②障害に配慮した特別な訓練料あるいは訓練コースを設けている		③障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している		④通院や通院状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している		⑤マンツーマンまたはこれに準ずる訓練上の支援を行っている		⑥障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している		⑦障害に応じた支援機器の開発・試行を行っている		⑧専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示を行っている		⑨教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間の延長、コピー・クリップ押印補助等の作業を補助している		⑩通常の指示が理解されにくい場合に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している	
障害種別	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援
①脳性上肢1級	1				1		1	2	2	1	1		1	1					1	1
②脳性上肢1級	2							2	2										2	2
③脳性上肢1級	3			2		2		3	1						2	1			2	1
④脳性上肢2級	1							2	2											
⑤脳性上肢2級	2							2	2										2	2
⑥脳性上肢2級	2							2	2										2	2
⑦脳性上肢2級	2							2	2										2	2
⑧脳性上肢2級	3		2		3		3	3	1						2	1			2	1
⑨脳性上肢2級	3		2		2		2	3	1						2	1			3	1
⑩脳性上肢2級	3		3		3		3	2	2										3	3
⑪脳性移動1級	2							2	2										2	2
⑫脳性移動1級	3							3											2	2
⑬脳性移動2級	2							2	2										2	2
⑭脳性移動2級	3		2		2		2	3	2						2	2			3	3
⑮脳性移動2級	3		2		2		2	3	1						2	1			2	2
⑯脳性移動2級	3		3		3		3	2	2										2	2
⑰内部障害1級								1												
⑱内部障害1級	1							1	1											
⑲内部障害1級	2							2	2										2	2
⑳内部障害1級	2							2	2										2	2
㉑内部障害1級	2							2	2										1	1
㉒内部障害1級	2			2		2		2	3	2										
㉓内部障害2級	1							2	1	1										
㉔内部障害2級	3							3	1	2										
㉕内部障害2級	2							3	3											
㉖内部障害2級	3		3		3		3	3	2	2									2	2
㉗知的障害4度	2		2		2		3	3	3	3				3	3				3	3
㉘知的障害6度	2		2		2		2	3	3	3				3	3				3	3
㉙知的障害8度	2		2		2		2	3	3	3				3	3				3	3
㉚知的障害0度	2		2		2		2	3	3	3				3	3				3	3
㉛知的障害6級	3		3		3		3	3	3	3									3	3
㉜知的障害8級	3		3		3		3	3	3	3									3	3
㉝精神障害3級	3				3		2	3	2										2	2
㉞精神障害2級	3		2		2		2	2	2	1	2								2	2
㉟精神障害3級	3				2		2	2	2											
㊱精神障害2級	1				1		1	2	1	1	2								2	2
㊲精神障害2級	1				1		1	2	1	1	1			2	1				2	2
㊳発達障害	3				3		3	3	2	3									2	2
㊴発達障害	3				3		3	3	2	3									2	2
㊵発達障害	3		3		3		3	3	3	3				2	2				3	3
㊶発達障害	3		3		3		3	3	3	3				2	2				3	3
㊷発達障害	3		3		3		3	3	3	3				2	2				3	3
㊸発達障害	3		3		3		3	3	3	3				2	2				3	3
㊹発達障害	3		3		3		3	3	3	3				2	2				3	3
㊺高次脳障害	3		2		2		2	2	2	2			1	3	1	2			2	2
㊻高次脳障害	3		2		2		2	2	2	2			1	3	1	2			2	2
㊼高次脳障害	3		2		2		2	2	2	2			1	3	1	2			2	2
㊽高次脳障害	3		2		2		2	2	2	2			1	3	1	2			2	2
㊾高次脳障害	3		3		3		3	3	3	3									3	3
㊿高次脳障害	3		3		3		3	3	3	3									3	3
㊽高次脳障害	3		3		3		3	3	3	3									3	3
㊾高次脳障害	3		3		3		3	3	3	3									3	3
㊿高次脳障害	3		3		3		3	3	3	3			2	2					3	3

		生活支援								就職支援等								その他		合計	備考
①日常生活の不安、悩み等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている		②対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している		③校内及び校外実習の際の移動補助を行っている		④天候に応じた通勤支援等を行っている		⑤食事、トイレ、入浴等生活にかかる配慮を行っている(訪問介護員等の活用による場合を含む)		⑥体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している		⑦障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている		⑧障害者校での訓練状況の視察や説明会等を通じて、企業に障害者の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングを行っている		⑨その他個別の支援事項を行っている					
関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援	関与	支援				
1	1	1	1	2	2							2	1					24	上下肢		
1	1											2	2	2	2			20	上下肢		
1	1	2	2					2	2			1	2					32	上下肢		
2	2	2	2	2	2							3	2	2	2	3	3	32	上下肢		
1	1											2	2	2	2			20	上下肢		
1	1											2	2	2	2			20	上下肢		
1	1											2	2	2	2			20	上下肢		
1	1	2	2									1	2					30	上下肢		
1	1	3	3									1	2					30	上下肢		
1	3	1	3									1	2					33	上下肢		
2	2											2	2	2	2			25	上下肢		
2	2	2	2	2	2							1	2	1	2			28			
1	1											2	2	2	2	1	1	22			
1	1	3	3									1	3					35	上下肢		
1	1	2	2									1	2					29	上下肢		
1	3	1	3	1	1							1	2	1	3			37	上下肢		
1	1											3	3			2	1	4			
2	2											2	2	2	2	1	3	15			
2	2											2	2	2	2			25			
2	2	2	2									2	2	2	2			22			
1	1	2	1									1	2	1	1			19			
2	2	1	2									1	2	1	2			27			
1	1	1	1	1	1							1	1	1	2			18			
2	3	1	2									1	1	3	3			14			
2	3											1	3	1	3			28			
1	1	1	3									1	2	1	3			33			
3	3	3	3	3	3	2	2					3	3	3	3	3	3	79			
2	2	3	1	1	2	2	2					1	1	3	3	3	2	66			
3	3	3	2	2	2	2	2					2	2	3	3	3	2	72			
2	2	3	2	2	2	2	2					1	1	3	3	3	2	68			
3	3	3	3	3	3							3	3	3	3	3	3	66			
3	3	3	3					2	3			2	3	3	3	3	3	69			
2	2	2	2									3	3	3	3	3		43			
2	3	2	2									2	2	3	3	2	2	48			
2	2	2										1	1	2	2	2	2	25			
3	3	2	1									2	2	3	3	1	1	34			
3	3	3	3									2	2	3	3	3	2	46			
3	3	3	3									3	3	3	3	3		48			
3	3	3	3									3	3	3	3	3		48			
3	3	3	3									3	3	3	3	3		64			
3	3	3	3									3	3	3	3	3		64			
3	3	3	3									3	3	3	3	3		64			
3	3	3	3									3	3	3	3	3		64			
3	3	3	3									3	3	3	3	3	3	64			
3	3	3	3									3	3	3	3	3	3	72			
1	3	2	2	1	1							1	2	2	3	2	2	54			
1	3	2	2	1	1							1	2	2	3	2	2	54			
1	3	2	2	1	1							1	2	2	3	2	2	56			
1	3	2	2	1	1							1	2	2	3	2	2	54			
1	3	2	2	1	1							1	2	2	3	2	2	54			
3	3	3	3									3	3	3	3	3	3	60			
3	3	3	3									3	3	3	3	3	3	68			
3	3	3	3									3	3	3	3	3	3	60			
3	3	3	3									3	3	3	3	3	3	70			
3	3	3	3	2	2	2	2	3	3			3	3	3	3	3	3	86			



#### 参考4 障害者職業能力開発校における障害別の入校・就職状況

障害者職業能力開発校における障害別の入校・就職状況(平成18年度)

対象者	(a) 入校者数	(b) 中退者数	(d)		(f) 次年度繰越者	
			(c)うち 就職者数	修了者数		
①視覚障害	38	9	6	18	9	11
うち1級	9	0	0	0	0	9
うち2級	11	3	2	5	4	2
②聴覚障害	205	62	32	99	68	44
うち1級	—	—	—	—	—	—
うち2級	148	43	21	70	50	33
③上肢障害	89	21	16	51	32	17
うち1級	3	2	2	2	1	
うち2級	28	7	6	15	10	
④下肢障害	281	73	50	169	92	39
うち1級	49	9	7	24	14	13
うち2級	54	10	7	34	18	8
⑤体幹障害	66	19	10	36	21	11
うち1級	5	2	2	1	2	2
うち2級	23	7	2	12	7	4
⑥脳病変による上肢機能障害	16	5	4	9	4	2
うち1級	5	1	1	3	0	0
うち2級	4	1	1	3	1	0
⑦脳病変による移動機能障害	23	9	8	10	6	
うち1級	3	2	1	1	1	0
うち2級	13	3	4	7	3	2
⑧内部障害	126	34	19	73	39	19
うち1級	79	19	11	52	29	7
うち2級	2	0	0	1	1	1
⑨知的障害	383	115	88	262	211	6
⑩精神障害	27	5	1	12	6	10
⑪発達障害	8	0	0	1	1	7
⑫高次脳機能障害	18	2	2	1	1	15
⑬重複障害	381	96	50	206	121	79
計	1,661	450	286	947	611	264



参考5 身体障害者程度等級表  
(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

身体障害者程度等級表(身体障害者福祉法施行規則 別表第5号)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	両眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により座っていることができないもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能言語機能又はそしやく機能のそう失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれが一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10.以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能障害若しくは免疫機能障害					
上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸の機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
5級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢の親指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を越えるもの	1 両耳の聴カレベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴カレベルが90デシベル以上他側耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
備考	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることがで 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をも 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能障害若しくは免疫機能障害					
上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸の機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの						
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの						
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの						

されているものは、該当等級とする。

きる。

って計測したものをいう。

